

安全保障理事会決議 1787 (2008)

2007 年 12 月 10 日、安全保障理事会第 5859 回会合にて採択

安全保障理事会は、

テロリズムを原因とする国際の平和と安全に対する脅威に関連する安保理の他の決議と同様に、2001 年 9 月 28 日の決議 1373 (2001)、2003 年 1 月 20 日の決議 1456 (2003)、2004 年 3 月 26 日の決議 1535 (2004)、2005 年 9 月 14 日の決議 1624 (2005) を想起し、

あらゆる形態および潜在的なテロリズムは国際の平和と安全に対する最も重大な脅威を構成することを再確認し、

総会による国際連合世界テロ対策戦略、A/60/288、の採択および国際連合システムにおけるテロ対策に対する努力の全体的な調整および一貫性を確保するテロ対策履行タスクフォースの創設を歓迎し、

国家に対し、国際法のもとでの諸国のすべての義務を履行するテロリズムと戦うために講じられるいかなる措置も確保しなければならないこと、および、そのような措置は、国際法、とりわけ、国際人権、難民、および人道法に従って採択すべきことを確認し、

加盟国に対し、それらのテロ対策委員会への協力を賞賛し、すべての加盟国に対し、委員会に完全な協力を継続することを求め、

- 1 決議 1535 (2004) の第 2 項における初動期間を、2008 年 3 月 31 日まで延長することを決定する。
- 2 テロ対策委員会事務局の事務局長に対し、本決議の採択の 60 日以内に、安保理理事国と協議の上、決議 1535 の第 4 項における組織計画について、事務局長が適切と考慮するような変更を勧告すること、および本決議の第 1 項における期限の終了以前に、考察と支持のために、それらをテロ対策委員会に提出することを要請する。

3 この問題について、引き続き積極的に取り組むことを決定する。